

川西市介護度改善インセンティブ事業 事業所向け説明動画配信

令和8年5月8日 川西市福祉部介護保険課

川西市介護度改善インセンティブ事業

事業の目的

高齢者の自立支援や重度化防止に資する質の高いサービスを提供している介護サービス事業所の取り組みを評価、支援することにより、市内の介護サービス事業所全体のサービス提供水準の向上を図り、高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができる地域共生社会の実現をめざす。

事業の内容

①事業所表彰

通所介護事業所（地域密着型を含む）について、利用者の日常生活動作に関する指標の維持・改善・悪化の状況を評価し、優良と認められる事業所を表彰し、報奨金を交付

②評価対象利用者表彰

日常生活動作に関する指標の維持・改善の状況が特に優秀と認められる評価対象利用者を表彰

対象事業所

川西市内に所在する通所介護事業所・地域密着型通所介護事業所のうち、本事業への参加を希望する事業所

評価期間

令和8年4月1日～12月31日

評価方法(1)

①事業所の体制に関する評価

評価期間を通じて、次のいずれも満たしていること

- ア. 個別機能訓練加算（I）イ又は（I）ロを算定していること
- イ. 科学的介護推進体制加算の届出をしていること

②介護度の改善に関する評価

（ア）の要件をすべて満たす評価対象利用者について、評価期間内に個別機能訓練加算の算定の際に実施する生活機能チェックシートによるADL評価により評価得点の差を計算し（※）、評価対象利用者を「改善」「維持」「悪化」に区分した上で、（イ）の算式により、改善割合を算出する。

評価対象利用者の主観に関する評価（ウ）のとおりを実施し、平均点に基づき（イ）で算出した改善割合を補正する。

（※）評価期間内の起点となるADL評価から6か月後に実施するADL評価との差で計算

（ア）評価対象利用者（参加者）の要件

- ・ 川西市介護保険の被保険者であること
- ・ 4月1日現在で、本事業に参加する事業所を週1回以上かつ1年以上継続して利用していること
- ・ 評価対象利用者本人（代理権を有する者を含む）及び担当ケアマネジャーが、介護度改善インセンティブ事業への参加を目的とするADL評価及び参加者へのアンケートの実施に同意していること

評価方法(2)

(イ) 改善割合の算出

①リハビリ型の算出方法

$$\frac{(ADL評価の【5点】改善者数 \times 1.0) + (ADL評価の【10点】改善者数 \times 1.4) + (ADL評価の【15点】改善者数 \times 1.8) + (ADL評価の【20点以上】改善者数 \times 2.0) + (ADL評価の維持者数 \times 0.5) + (ADL評価の悪化者数 \times -0.2)}{\text{評価対象利用者数}} \times 100$$

②一般型の算出方法

$$\frac{(ADL評価の改善者数 \times 1.2) + (ADL評価の維持者数 \times 0.5) + (ADL評価の悪化者数 \times -0.1)}{\text{評価対象利用者数}} \times 100$$

(ウ) 評価対象利用者の主観に関する評価

担当ケアマネジャーが2回目のADL評価の実施を目途にアンケートを実施し（次ページ参照）、平均点に応じて改善割合を補正

- ・平均点が70点未満の場合は0.9を乗じる
- ・平均点が30点未満の場合は表彰対象としない
- ・アンケートに回答しない場合は評価対象利用者として算定されず、奨励賞（記念品）も授与されない

評価対象利用者へ実施するアンケートの内容

介護度改善インセンティブ事業 評価対象利用者アンケート

評価対象利用者氏名：

通所介護事業所名：

担当ケアマネジャー事業所名：

担当ケアマネジャー氏名：

問1 介護度改善インセンティブ事業に参加した後のあなたの健康状態はいかがですか

1. とてもよい 2. まあよい 3. あまりよくない 4. よくない

問2 介護度改善インセンティブ事業に参加した後、あなたはどの程度幸せですか

とても不幸

とても幸せ

0

1

2

3

4

5

6

7

8

9

10

※ 2回目のADL評価後に担当ケアマネジャーが実施し、介護保険課に直接提出

インセンティブ（報奨）の内容

①事業所に対する表彰と報奨金の交付

事業所が提供するサービスの性格により、「リハビリ型」と「一般型」の2部門に分け、部門ごとに改善割合の高い上位3事業所について、市長表彰及び報奨金を交付。

また、上位3事業所に入らなかった場合でも、改善割合が50%を超えている場合には、「努力賞」として報奨金を交付。

- ・「リハビリ型」 主として身体機能の向上を目的としたサービスを提供する事業所
- ・「一般型」 食事、入浴、機能訓練、レクリエーションなどのサービスを総合的に提供する事業所

(※) 事業に参加する事業所には、どちらの部門に属するかを参加申込書であらかじめ届け出ていただきます。

表彰対象となった事業所については、市ホームページ等で広く周知するとともに、その他の参加事業所についても、自立支援に向けた取り組みを積極的に行っている事業所であることを周知するため、事業所名を公表

報奨金額

リハビリ型

一般型

1位

50万円

30万円

2位

30万円

10万円

3位

10万円

5万円

【努力賞】

5万円

3万円

インセンティブ（報奨）の内容

②参加事業所の周知

- ・表彰対象となった事業所については、市ホームページ等で広く周知するとともに、その他の参加事業所についても、自立支援に向けた取組みを積極的に行っている事業所であることを周知するため、事業所名を公表
- ・介護保険ガイドブックにおいて、事業所名欄の左に列を追加し、**表彰事業所は「★」、参加事業所は「○」と表示**し、本事業の参加事業所であることを周知する。
(トップページ>暮らし・手続き>福祉・介護・健康>介護保険・介護予防>介護保険>介護保険ガイドブックを掲載します)

欠格事項

以下のいずれかに該当する事業所は、表彰及び報奨金交付の対象となりません。

- ・ 評価対象利用者数が当該事業所の利用者数（※）の50%に満たない場合
（※）4月1日時点の川西市介護保険の被保険者である利用契約者数
- ・ 現在の事業所指定期間中において、改善勧告に対する適切な対応を行わなかった場合
- ・ 現在の事業所指定期間中において、改善命令又は指定の効力停止等の行政処分の対象となっている場合
- ・ 暴力団又は暴力団密接関係者に該当する場合
- ・ 市税を滞納している場合
- ・ 評価対象利用者の主観に関する評価の平均点が30点未満の場合

表彰等の取り消し 報告・調査等

- ・ 偽りその他不正な手段で表彰等を受けたときは、表彰及び報奨金の交付決定を取り消し、交付済みの報奨金の返還を求める場合があります。
- ・ 事業の適正な運営に必要な場合は、事業所に対し、報告及び関係書類の提出を求め、又は市職員による調査を行う場合があります。

インセンティブ（報奨）の内容

③ 評価対象利用者に対するインセンティブ

- ・ 「リハビリ型」「一般型」それぞれについて、A D L 評価の改善点数が上位の 5 名を市長から表彰。表彰の際に、どのように改善したかが伝わりやすいよう、評価対象利用者本人や事業所からのコメント、もしくは画像・動画などの提供を依頼。
- ・ 事業に参加し、評価期間内に A D L 評価による得点差を算出した評価対象利用者全員に対し、奨励賞（記念品）を授与

欠格事項

- ・ 評価対象利用者が、介護保険料又は市税を滞納している場合は、表彰を受けることはできません。
- ・ アンケートの回答がなかった場合は、奨励賞（記念品）も授与されません。

A D L 評価研修について

目的

介護度改善インセンティブ事業が公平・公正に実施されるよう、バーセルインデックスによるA D L 評価について評価上の留意点等の共有を図る。

受講対象者

参加（予定）事業所においてA D L 評価を行う機能訓練指導員等

実施日時

令和8年5月22日（金）※配信予定

研修講師

市内の事業所の質の向上と評価結果の透明性と妥当性を担保することを目的に、リハビリ専門職にバーセルインデックスを用いたA D L 評価についてご説明いただくとともに、本事業で優秀な成績を収めた事業所の取り組みを発表いただく予定。

【講 師】 阪神北圏域リハビリテーション支援センター（協立記念病院 理学療法科）

【取組発表】 リハビリ特化型デイサービスcomplete川西店
さぎそう園デイサービスセンター

介護度改善インセンティブ事業 スケジュール

令和8年									令和9年			
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
← 評価期間 →												
	5月8日インセンティブ事業説明 (web配信)	5月22日ADL評価研修 (web配信)	5月22日～6月30日 参加申込受付	6月30日ADL評価研修受講報告期限	7月31日ADL評価結果(1回目)提出期限	ADL評価については、生活機能チェックシートの作成の際に実施する評価を活用するため、 <u>4月を1回目とする場合、2回目は10月となります。</u>			1月15日評価対象利用者アンケート 提出期限	1月15日 ADL評価結果 (2回目) 提出期限	2月下旬 表彰対象者決定・通知	3月下旬 優秀事業者・評価対象利用者表彰式 事業者へ報奨金交付
					7月31日参加同意書提出期限	下旬 市から担当CMへアンケートを 発送 (4月ADL評価実施者)	下旬 市から担当CMへアンケートを 発送 (5月ADL評価実施者)	下旬 市から担当CMへアンケートを 発送 (6月ADL評価実施者)				

参加申し込みについて

受付期間

令和8年5月22日（金）から6月30日（火）まで

申込方法

川西市ホームページ内「介護度改善インセンティブ事業参加申込書受付フォーム」に必要事項を入力してください。

添付書類

川西市ホームページから、「ADL評価結果集計シート」（Excelデータ）をダウンロードし、評価対象利用者名、被保険者番号等必要事項を入力の上、上記受付フォームに添付してご提出ください。

ADL評価研修の動画視聴の上ホームページにあります、完了報告を添付してご提出ください。

市ホームページ掲載場所

トップページ >暮らし・手続き >福祉・介護・健康 >介護保険・介護予防 >介護保険 >介護度改善インセンティブ事業について

参加同意書の提出について

提出期限

令和8年7月31日（金）（※）ADL評価結果（1回目）の提出期限と同じです。

提出方法

川西市ホームページに掲載している「川西市介護度改善インセンティブ事業参加同意書」に、評価対象利用者及び担当ケアマネジャーごとに同意の署名を得てください。
評価対象利用者等全員分の同意書を取りまとめ、介護保険課まで持参又は郵送で提出してください。

留意事項

本事業の実施にあたっては、評価対象利用者ご本人が自らの希望に沿った生活を送ることができるよう、ご本人、事業所、担当ケアマネジャーが目標を共有して介護度の改善に取り組んでいただくことが重要と考えられることから、ご本人及び担当ケアマネジャーの同意を得ていただくこととしています。このため、ご本人及び担当ケアマネジャーへの説明及び同意の取得は、初回のADL評価を実施する前に行うようにしてください。

**みなさまの積極的なご参加を
お待ちしております。**

かわにしサポートナビ について

福祉と医療の総合情報サイト<かわにしサポートナビ>とは

かわにしサポートナビ、通称「かわナビ」は、地域にある社会資源をデータで一元的に管理し、インターネット上で公開することで、パソコンやスマートフォンを用いて、いつでも最新の情報を検索することを可能にすることを目的として構築しました。

かわナビを利用することで、元気な高齢者も介護が必要な高齢者も住み慣れた地域で安心して暮らし続けていくことの一助となることをめざします。

かわナビに登録する社会資源

相談窓口

病院、歯医者
薬局 など

介護保険
サービス

障がい福祉
サービス

きんたくん健幸体
操 など

参加・交流
活動

たすけあい
活動など

趣味・特技を
活かした活動

ボランティアや
会員の募集

かわナビの利用による「情報提供」と「連携強化」による支援のイメージ

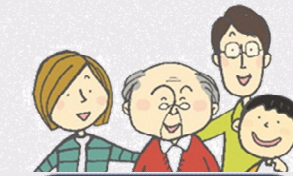
市民用
サイト



一般公開できる情報のみ掲載

情報提供

参加できる活動を知りたい！



川西市民

福祉関係者用
サイト



公開

例) 活動内容や参加に関する
情報を発信したい



インフォーマル
活動者

参加・交流
活動

ご視聴ありがとうございました。